



議案第百十号

昭和五十一年度俾本团地町管住宅建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年九月二十五日

三朝町長 松村 壽成

昭和五拾叁年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

記

一 工事名 昭和三十二年東徳本団地町管住宅建設工事

二 工事場所 東伯郡三朝町大字横手地内

三 契約の相手方 東伯郡三朝町大字大瀬一〇三二

上橋工務店

代表者 上 橋 幸 三 郎

四 契約金額 三、二五〇、〇〇〇円

五 工事完成期限 昭和五十一年十二月三十日

六 契約締結の方法 指名競争入札